

「農地中間管理機構（仮称）」等に関する緊急意見

政府は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した「日本再興戦略」における「農地中間管理機構（以下「機構」という。）」を具体化するため、所要の関連法律案を今臨時国会に提出することとしている。

同戦略で指摘されているとおり、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等による農林水産業の競争力強化を目指すことが喫緊の課題であることは、これまで本会も主張してきたところであるが、この課題については、国、都道府県、市町村が相互信頼の下に地域の実情を踏まえながら協力しあって取り組まなければならないものである。また、集約化が困難な中山間地域等を多く抱える都市自治体における農業振興への配慮も不可欠である。

しかしながら、この度示された「農地中間管理機構（仮称）の制度の骨格（案）」（以下「骨格（案）」という。）では、都市自治体は農地の借受けにおける借受決定や農地の管理における条件整備を行うことの決定権限を持ち得ず、さらに、農地の貸付けにおける利用配分計画の原案作成には一定の役割を果たすものの、利用配分計画の決定には携わることができないとされていることから、「人・農地プラン」等により都市自治体を実施してきた地域の特性と実情に応じた農業振興が図られるか危惧されるところである。

また、市町村が行うことが想定される出し手の掘り起こし・当該地域の確認、所有者との交渉などの関連事務については予算措置を講じるとされているが、都市自治体における事務量も一定ではなく、事務執行体制にも格差があることから、下記のとおり意見を申し入れるものである。

記

1. 機構の法制化に当たっては、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

仮に、機構の業務委託が行われる場合には、都市自治体等が委託業務を円滑に実施することができるよう、関連情報の共有化や周知徹底を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

2. 「骨格（案）」において、業務の再委託を認めないとされているが、都市自治体等の事務負担が過大とならないよう、事業の一部を再委託できる制度とすること。
3. 都市自治体がこれまで進めてきた人・農地プラン等による農業振興との整合性が図られるよう、機構による担い手への農地集積と集約化を進めるに当たっては、都市自治体と十分に協議すること。
4. 農地利用集積円滑化事業を利用した場合でも、農地集積協力金が継続して交付されるよう措置すること。
5. 機構については、都道府県段階において設置することとされているが、市町村は人・農地プランの作成をはじめ農地利用集積円滑事業等を通じて地域の農業者の情報を把握していることから、意欲のある都市自治体には機構の設置を認めること。
6. 効率的な圃場整備を推進するため、離農跡地の開田整備を規制する「新規開田の抑制について」（昭和44年2月10日農林事務次官通達）等を見直すこと。
また、農地の集積・集約化後、利用に必要な地目転換について手続の簡素化を図ること。
7. 就農支援資金については、就農計画の認定主体を都道府県から市町村へ移管する方向で検討されているが、見直しに当たっては十分な移行期間を設けるとともに、都道府県がこれまで培ってきたノウハウを都市自治体に継承するなど積極的な支援を行うこと。

平成25年10月8日

全国市長会経済委員会

農業政策等を考える小委員会